

育制度の在り方の検討の一環として本年秋までに中央教育審議会において結論を得ることとされており、その結論を踏まえて、平成18年度において恒久的措置が講じられることとなることについて御留意いただきたい。

2 義務教育費国庫負担金に係る今回の暫定措置に伴い、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律が改正され、義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の減収額に相当する額が税源移譲予定特例交付金として交付されることとされた。この税源移譲予定特例交付金については、政府与党合意に基づき、教職員給与費を基本として配分されるものであり、この趣旨を踏まえ、平成17年度においても、予算の確保及びその適切な執行に御留意いただきたい。

3 法律改正により整理及び合理化を図る補助金を含め、次に掲げる補助金については、政府与党合意に基づき廃止されることとなるが、これらの事業のうち、

①経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への援助については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条及び第40条並びに学校保健法（昭和33年法律第56号）第17条

②初任者研修・10年経験者研修などの教員研修については、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第23条及び第24条

③産業教育設備、定時制高等学校設備などの学校教育設備の整備については、学校教育法第3条及びこれに基づく高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）

等の規定により、地方公共団体において適切に実施されなければならないこととされている。

また、これらの事業に係る財源については、所得譲与税として税源移譲されるとともに、所要の事業費が地方財政計画に計上され、地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されることとされた。

したがって、今後ともこれらの事業が確実に実施されるよう、法令の趣旨及びこれらの事業の趣旨等を踏まえ、予算の確保及びその適切な執行がなされるよう御留意いただきたい。

(対象補助金)

- ・要保護及準要保護児童生徒援助費補助金（準要保護分）
- ・高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金
- ・高等学校等奨学事業費補助金
- ・教員研修事業費等補助金（スクール・カウンセラー活用事業を除く。）
- ・学校教育設備整備費等補助金（高等学校産業教育設備整備費補助、特殊教育設備整備費等補助、定時制高等学校等設備整備費等補助）
- ・地方スポーツ振興費補助金（国民体育大会関係事業等を除く。）